

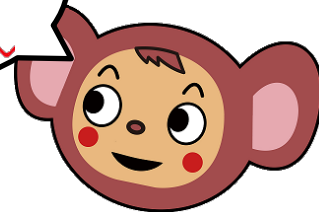
茨木市の65歳以上の方へお知らせ

ストップ とくしゅ さぎ つうわろくおんき かしだ
STOP 特殊詐欺！通話録音器を貸出します

多発している特殊詐欺被害を防ぐため、
電話着信時に警告アナウンスが流れ、
通話の自動録音を行う機器を無料で貸出します。

※期間終了後、アンケートにご協力ください。

もうしこみたすう
**申込多数の
場合、抽選**



◆ 募集内容 ■ 貸出回数 90回 ※1世帯1台のみ

貸出条件

1. 65歳以上の方（おひとり暮らし・同居は問いません。）
2. 茨木市に住民票（提出不要）のある方
※ご家族、見守り者などによる代理申込も可能です。

貸出期間

機器を設置した日から6年間（期間終了後の返却不要）

申込期間

令和6年5月13日（月）午前8時45分～5月31日（金）

申込方法

1. 消費生活センター（市役所南館1階）窓口^{じさん}に持参
2. 消費生活センターに郵送^{ゆうそう}
3. 右の二次元コード読み取りの申込フォームより→
4. ファックス：**072-622-1878**
5. メール：**syohiseikatsu@city.ibaraki.lg.jp**



（申込書類は、窓口で配布または

茨木市 通話録音機



検索

◆ 特殊詐欺被害対策 自動応答録音機【KOBAN ST-386】について

着信時に流れる警告アナウンス

「この電話の通話内容は防犯のために録音されています」

通話内容を自動で録音します。（録音時間60秒、録音件数30件）



問合せ先：茨木市消費生活センター

☎ **072-624-0799**

受付時間（月）～（金） 午前8:45～午後5:15

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館1階